

(様式 1-1) 新規評価総括表

事業種類	主要な道路の整備		事業名	道路改築								所管課意見 (建設部公共事業評価委員会意見)	技術管理室意見 (長野県公共事業評価委員会意見)		第三者意見 聴取	新規 評価案	評価 監視 委員 会意見	評価 の決定	申請	採択	備考
	番号	市町村名		(ふりがな) 箇所名	事業概要	全体事業費 (千円)	完了 予定 年度	必要性	重要性	効率性	緊急性		計画熟度	総合評価							
1	飯田市	やわたまち 八幡町	交差点改良工 L=380m W=6.5(18.5)m	900,000	2026 (R8)	A	A	A	B	A	A	事業の必要性、重要性、効率性が高いことから、事業着手することが妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○		
2	飯田市	おおまち しらいちば 大町～下市場	道路改築工 L=119.0m W=6.5(8.0)m	980,000	2026 (R8)	A	A	A	A	B	A	事業の必要性、重要性、効率性及び緊急性が高いことから、事業着手することが妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○		
3	飯田市	ぶんぐいとうげ かみあおき 分杭峠～上青木	道路改築工 L=890m W=6.0(7.5)m	300,000	2024 (R6)	A	B	A	B	A	A	事業の必要性、効率性が高いことから、事業着手することが妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○		
4	南木曾町	うるしばかまくら こうく 漆畑拡幅3工区	道路築造工 L=530m W=6.0(7.5)m	500,000	2024 (R6)	A	A	A	B	A	A	事業の必要性、重要性、効率性が高いことから、事業着手することが妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○		
5	須坂市	むらいしまち 村石町	道路築造工 L=1,360m W=6.5(14.5)m	950,000	2028 (R10)	A	B	A	B	A	A	事業の必要性、効率性が高いことから、事業着手することが妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○		
6	長野市	とがくし そやま 戸隠祖山	道路改築工 L=950.0m W=6.0 (8.0～10.0)m	800,000	2026 (R8)	A	A	A	A	A	A	事業の必要性、重要性、効率性及び緊急性が高いことから、事業着手することが妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○		
7	飯山市～ 木島平村	しもきじま 下木島	道路拡幅工 L=1,380m W=6.5(15.0)m	2,100,000	2028 (R10)	A	A	A	A	A	A	当路線は主要な幹線道路であるが、当該区間は幅員狭小で、すれ違いが困難であり、変則五差路の交差点で事故が多発しているなど、円滑な通行に支障をきたしているため、早期の事業の実施が必要であるため、事業着手が妥当と判断する。	建設部公共事業評価委員会の意見が妥当であると判断する。	○	事業 着手	妥当	事業 着手	○	○		
8	佐久市	みぶん たぐち 三分～田口	道路改築工 L=1,000m W=6.0(9.75)m	750,000	2025 (R7)	A	B	A	B	A	A	事業の必要性、効率性が高いことから、事業着手することが妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○		

(様式 1-1) 新規評価総括表

事業種類		主要な道路の整備		事業名		道路改築															
番号	市町村名	(ふりがな) 箇所名	事業概要	全体事業費 (千円)	完了 予定 年度	箇所評価						所管課意見 (建設部公共事業評価委員会意見)	技術管理室意見 (長野県公共事業評価委員会意見)		第三者 意見 聴取	新規 評価 案	評価 監視 委員 会意 見	評価 の決 定	申請	採択	備考
						必要性	重要性	効率性	緊急性	計画熟度	総合評価		現地 調査	現地 調査							
9	岡谷市 ～ 諏訪市	おさか あるが 小坂～有賀	道路築造工 L=1,400m W=6.0(7.5～12.5)m	2,500,000	2023 (R5)	A	A	A	A	A	A	当路線は諏訪地域と上伊那地域をつなぐ主要な道路であるが、当該箇所は幅員狭小、急勾配及び線形不良のため、安全かつ円滑な交通に支障をきたしている。また、計画中の諏訪湖スマートICへの一次アクセス道路となっており、諏訪湖スマートICと同時期の供用を目指すため、早期の整備が必要であるため、事業着手が妥当と判断する。	建設部公共事業評価委員会の意見が妥当であると判断する。		○	事業 着手	妥当	事業 着手	○	○	
10	伊那市	ちゅうおう うえ はら 中央～上の原	道路築造工 L=1,190m W=7.0(13.0)m	4,600,000	2029 (R11)	A	A	B	B	A	A	当路線は伊那ICと(国)153号伊那バイパスという基幹道路同士を結ぶ道路であり、伊那ICと工業団地を結ぶ物流道路でもある。しかしながら、当該箇所は未供用区間であり、現在利用している道路はかなりの迂回となっていることから、街路と一体となって早期の整備が必要であるため、事業着手が妥当と判断する。	建設部公共事業評価委員会の意見が妥当であると判断する。		○	事業 着手	妥当	事業 着手	○	○	
11	大桑村	との であら 殿～阿寺	道路築造工 L=770m W=6.0(8.0)m	560,000	2025 (R7)	B	A	A	B	A	A	事業の重要性、効率性が高いことから、事業着手することが妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。		—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	
12	安曇野市	とみた ばし 富田橋	道路改築工 L=540m W=2.5m 橋梁工 N=1橋、L=126m	950,000	2029 (R11)	A	A	A	B	B	A	事業の必要性、効率性が高いことから、事業着手することが妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。		—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	
13	高山村	おんせん ぼくじょう 温泉～牧場	道路改築工 L=650m W=5.0(7.0)m (5工区)	900,000	2029 (R11)	A	A	A	A	A	A	事業の必要性、効率性が高いことから、事業着手することが妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。		—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	
14	長野市	とくま にしさんざい 徳間～西三才	道路改築工 L=760m W=6.0(14.0～16.0)m	950,000	2025 (R7)	A	A	A	A	A	A	事業の必要性、重要性、効率性及び緊急性が高いことから、事業着手することが妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。		—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	

